



2021年5月28日

各位

会社名 株式会社光陽社
代表者名 代表取締役社長 犬養 岬太
(コード番号：7946)
問合せ先 取締役 富 正俊
(TEL：03-5615-9061)

(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が2021年3月8日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」について一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③当社における独立した特別委員会の設置

(iii) 本取引の手続きの公正性

(6) 買付予定数の下限の設定

(訂正前)

本公開買付けにおいて、公開買付者は、応募株券等の数の合計が買付予定数の3分の2に相当する 477,427 株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとしており、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限が設定されている。一方、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行う予定である。これにより、当社の少数株主の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしている。

(訂正後)

本公開買付けにおいて、公開買付者は、応募株券等の数の合計が買付予定数の3分の2に相当する 477,412 株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとしており、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限が設定されている。一方、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行う予定である。これにより、当社の少数株主の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしている。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑤ マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 477,412 株 (所有割合 : 42.79%) としており、本公開買付けに応募された株式等 (以下「応募株券等」といいます。) の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株式等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である 477,427 株は、当社第 3 四半期報告書に記載された 2020 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (1,400,100 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (284,382 株) を控除した株式数 (1,115,718 株) の 3 分の 2 に相当する株式数 (743,812 株) から不応募株式 (266,400 株) を控除した株式数としております。買付予定数の下限である 477,412 株 (所有割合 : 42.79%) は、当社第 3 四半期報告書に記載された 2020 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (1,400,100 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (284,382 株)、不応募株式 (266,400 株) を控除した株式数 (849,318 株) の過半数に相当する株式数 (424,659 株、所有割合 : 38.06%)。これは、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority)」に相当する数にあります。) を上回るものとなります。これにより、公開買付者の利害関係以外の当社の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、当社の少数株主の皆様の意見を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 477,412 株 (所有割合 : 42.79%) としており、本公開買付けに応募された株式等 (以下「応募株券等」といいます。) の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株式等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である 477,412 株は、当社第 3 四半期報告書に記載された 2020 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (1,400,100 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (284,382 株) を控除した株式数 (1,115,718 株) の 3 分の 2 に相当する株式数 (743,812 株) から不応募株式 (266,400 株) を控除した株式数としております。買付予定数の下限である 477,412 株 (所有割合 : 42.79%) は、当社第 3 四半期報告書に記載された 2020 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (1,400,100 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (284,382 株)、不応募株式 (266,400 株) を控除した株式数 (849,318 株) の過半数に相当する株式数 (424,659 株、所有割合 : 38.06%)。これは、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority)」に相当する数に (あります。) を上回るものとなります。これにより、公開買付者の利害関係以外の当社の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、当社の少数株主の皆様の意見を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。